



News Letter

2021 年第 5 号



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ Q & A-----2
 - 技術調査官に関する Q&A
- ◆ 最新法律動向-----4
 - 一、「中華人民共和國食品浪費禁止法」
 - 二、「最高人民法院による国家賠償案件の審理における精神的損害賠償責任の確定に係る法律適用の若干の問題に関する解釈」
 - 三、「証券会社持分管理規定(2021 年改正)」
 - 四、「個人情報保護法(草案第二次審議稿)」

Q&A

技術調査官に関する Q&A

パートナー弁護士・弁理士 張嵩

1.Q: 專利局が「技術調査官の専利権、集積回路配置設計権侵害紛争の行政裁決処理への関与に関する若干規定(暫定)」(以下、本規定という)を策定、発表し、2021年5月7日に公布、施行したが、本規定の策定の目的は何か?「最高人民法院による技術調査官の知的財産案件訴訟活動への関与に関する若干規定」と何が違うのか?

A: 本規定は主に技術調査官の知的財産権侵害紛争の行政裁決活動への関与を規範化するためのものであり、適用される案件タイプも、専利権、集積回路配置設計権侵害紛争案件のみに限られる。一方、最高人民法院の規定は技術調査官の知的財産案件訴訟活動への関与に適用され、権利侵害紛争を含み、また、その他のタイプの紛争、例えば行政訴訟等の司法訴訟活動も含む、関係する案件タイプも専利、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占等の専門技術性が比較的強い知的財産案件に及ぶ。つまり、本規定は主に、現在の司法活動にのみ技術調査官の関連規範があり、行政法執行プロセスにおいては技術調査官の関連規範がないという問題を補完するものである。

2.Q: 技術調査官は行政裁決活動においてどのような職責を果たす必要があるのか?

A: 技術調査官の当該活動における職責は、(一)技術的事実の争点及び調査範囲、順序、方法等について意見を提出すること、(二)証拠収集の調査に関与すること、(三)審問、口頭審理に関与すること、(四)技術調査意見を提出すること、(五)行政裁決処理担当者に協力して鑑定人、関連技術分野の専門家を組織して意見を提出すること、(六)合議体の関係する会議に列席すること、(七)その他関連業務を遂行すること、である。

3.Q: 技術調査官は、案件の結果についてどのような影響を与えるのか？

A: 技術調査官は行政裁決補助人に該当し、**案件の合議結果について議決権を持たない**。技術調査官が提出した技術調査意見は、合議体が技術的事実を認定するときの参考となる。合議体は技術的事実の認定について法により責任を負う。

4.Q: 技術調査官は、どのような法律責任を負う必要があるのか？

A: 技術調査官が行政裁決業務に関係する法律法規及び関連規定に違反し、汚職、収賄、私情にとらわれ悪事を働く、故意に虚偽の、誤解を招く、或いは深刻な漏れのある誤った技術調査意見を出した場合、**紀律、法律により責任を追究しなければならない**。犯罪となる場合、法により刑事責任を追究する。



最新法律動向

1 「中華人民共和國食品浪費禁止法」

中国語名: 中華人民共和國反食品浪費法

全國人民代表大會常務委員會 2021 年 4 月 29 日公布、同日施行

リンク: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202104/83b2946e514b449ba313eb4f508c6f29.shtml>

解説:

全國人民代表大會常務委員會は 2021 年 4 月 29 日に、食品の浪費を防止し、國家の食糧安全を保障し、經濟社會の持続可能な發展を促進するために、憲法に基づいて「中華人民共和國食品浪費禁止法」(以下、「本法」という)を可決し、同日から施行された。

本法において、政府機關、人民團體、國有企業、飲食サービス經營者、食堂を設けている組織團體、學校、フードデリバリープラットフォーム、旅行業者、スーパー、デパート、食品生産取扱者等の各種主体の行為義務及び違法した場合の処罰等を明確にしている。主な内容は以下のとおりである。

- 「食品」と「食品浪費」の定義

本法第 2 条により、本法でいう「食品」とは、「中華人民共和國食品安全法」に規定されている食品を指し、人の食用又は飲用に供される様々な食品を含む。また、本法でいう「食品浪費」とは、安全に食用又は飲用可能な食品をその機能目的に応じて合理的に利用できなかったことを指し、廃棄、不適正利用による食品数量の減少や品質低下などを含む。

- 各種主体の主要義務

- ① 政府機關や國有企業等は、公務活動に食事を用意する必要がある場合、實際の状況に応じて、食事の量、形式を節約して用意し、規定の基準を超えてはならない。
- ② 飲食サービス經營者は、一定の措置を講じて食品の浪費を防止しなければならない。また、飲食サービス經營者は消費者の過剰な注文を誘導又はミスリードしてはならない。
- ③ 食堂を設けている組織團體は、「食堂の食事管理制度」を構築し健全化を図り、食品浪費の防止措置を制定し実施しなければならない。
- ④ 學校は、食事人員の数量、構造についてモニタリング、分析及び評価を行い、學校食堂の飲食サービスの管理を強化しなければならない。また、學校外の給食事業者を選択する場合、健全な導入と退出メカニズムを構築しなければならない。
- ⑤ フードデリバリープラットフォームは、明示の方法で消費者に適量の注文を喚起しなければならない。

ず、プラットフォームのページで消費者に食品の分量、規格又は消費参考人数などの情報を提供しなければならない。

- ⑥ スーパーやデパート等の食品経営者は、自分を取り扱っている食品に対する日常検査を強化し、賞味期限に近い食品を分類管理し、特別な表示又は集中陳列販売を行わなければならない。
 - ⑦ 食品生産取扱者は措置を講じて、食品の貯蔵、輸送、加工条件を改善し、食品の変質を防止し、貯蔵・輸送ロスを軽減し、食品の加工利用率を向上させ、原材料の過度な加工及び過剰使用を避けなければならない。
- 違法した場合の処罰
 - ① 飲食サービス経営者が本法の規定に違反し、消費者の過剰注文を誘導、ミスリードして明らかな浪費をもたらした場合は、当局が是正するよう命じ、警告を与えることができる。是正を拒否した場合は、千円以上 1 万円以下の罰金を科す。
 - ② 食品生産経営者が本法の規定に違反し、食品生産経営過程において深刻な食品浪費をもたらした場合は、当局が是正するよう命じ、是正を拒否した場合は、5 千円以上 5 万円以下の罰金を科す。
 - ③ テレビ局、インターネット音声ビデオサービス提供者が本法の規定に違反し、暴飲暴食等の食品浪費の番組又は音声ビデオ情報を作成・配信した場合、各管理部門がそれぞれの職責に応じて是正するよう命じ、警告を与えることができる。是正を拒否し、又は情状が深刻な場合は、1 万円以上 10 万円以下の罰金を科し、関連業務を一時停止し、生産・営業を停止して改善するよう命じ、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して法に基づいて法律責任を追究することができる。



2 「最高人民法院による国家賠償案件の審理における精神的損害賠償責任の確定に係る法律適用の若干の問題に関する解釈」

中国語名：最高人民法院關於審理國家賠償案件確定精神損害賠償責任適用法律若干問題的解釋
最高人民法院 2021年3月24日公布、2021年4月1日施行
リンク：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-292671.html>

解説：

2010年に改正された「国家賠償法」では、精神的損害賠償条項が追加され、国家賠償制度の大きな発展を実現した。その精神的損害賠償条項が実施されてから、明確な指導意見を打ち出していないため、実務上その適用について一定の論争が存在している。そのため、今回の「最高人民法院による国家賠償案件の審理における精神的損害賠償責任の確定に係る法律適用の若干の問題に関する解釈」（以下、「本解釈」という）を公布し、法に基づく精神的損害に関する国家賠償責任をより詳しく規定した。その主な内容は以下のとおりである。

● 本解釈の適用

本解釈第1条により、公民は人身権が侵害されたことを理由として国家賠償を申請し、国家賠償法第35条の規定に基づき精神的損害賠償を請求する場合、本解釈を適用できる。但し、法人又は非法人組織が精神的損害賠償を請求した場合、人民法院はその請求を受理しないものとする。すなわち、法人又は非法人組織は精神的損害賠償の請求主体から除外されている。

● 賠償義務機関による精神的損害の認定基準

本解釈第3条により、賠償義務機関が「国家賠償法」第3、17条に規定されている事由のいずれかに該当し、且つ法に基づいて国家賠償責任を負わなければならない場合は、被害者に精神的損害を与えたと認定することができる。但し、賠償義務機関がその公民に精神的損害が存在しないことを証明できる、又は精神的損害の認定が公序良俗に反する場合は、この限りではない。

● 「国家賠償法」第35条に定めている「深刻な結果が生じさせた」状況の明確化

本解釈第7条により、次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、国家賠償法第35条に規定される「深刻な結果を生じさせた」状況として認定することができる。

- ① 無罪又は刑事責任の追及を終了した者が、6か月以上に拘禁された場合
- ② 被害者が、鑑定により軽傷以上又は障害と認定された場合
- ③ 被害者が、診断や鑑定により精神障害又は精神後遺障害があると認定され、且つ権利侵害行為と関連性がある場合
- ④ 被害者は名誉、栄誉、家庭、職業、教育などの方面で深刻な損害を受け、且つ権利侵害行為と関連性がある場合

- 精神的賠償の慰謝料の算定

本解釈第 8 条により、精神的損害を与え、深刻な結果を生じさせた場合、精神的損害の慰謝料は「国家賠償法」第 33 条、34 条に規定する人身の自由に係る賠償金、生命健康に係る賠償金総額の 50% 以下(その数を含む)で酌量認定する。結果が特に深刻であり、又は本解釈第 7 条 2 項に定める状況に該当しないが、50% 以下の基準の慰謝料が慰謝に不十分だと証明できる証拠がある場合は、50% 以上の基準で酌量認定ができる。

3 「証券会社持分管理規定(2021 年改正)」

中国語名: 证券公司股权管理规定

中国证券监督管理委员会 2021 年 3 月 18 日公布、2021 年 4 月 18 日施行

リンク: http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/202103/t20210319_394512.htm

解説:

2020 年 3 月 1 日から施行された新「証券法」を実施し、証券会社持分の監督管理を完備させ、監督管理の効率を向上させるために、中国证券监督管理委员会は「『証券会社持分管理規定』の改正に関する決定」を公布し、2021 年 4 月 18 日から「証券会社持分管理規定(2021 年改正)」(以下、「新规定」という)を施行した。新规定は 2019 年 7 月 5 日に公布された「証券会社持分管理規定」(以下、「旧規定」という)を一部改正したもので、その主な内容は以下のとおりである。

- 主要株主の定義の改正

中国证券监督管理委员会は国内外の金融監督管理経験を参考し、証券会社の持分が日ごとに分散している傾向も考慮に入れ、新规定第 5 条では、証券会社の主要株主を旧規定の「証券会社の 25% 以上の持分を所有する株主又は 5% 以上の持分を所有する筆頭株主」から「証券会社の 5% 以上の持分を所有する株主」に改正した。

- 証券会社の主要株主に対する資質要求を下げた

今回の改正により、旧規定の第 9 条に規定する「証券会社の 5% 以上の持分を所有する株主」に対する資質要求が削除されたともに、証券会社の主要株主の資質要求についても大幅に緩和された。具体的には、純資産の下限値を旧規定の 2 億元から新规定の 5000 万元に引き下げ、持続的な収益能力を持つことや金融関連業務経験が証券会社の業務範囲に合致することなどの資質要求も削除された。

- 登録資本と実際の支配者の変更に関する手続の調整

新「証券法」を実施するために、証券会社登録資本の変更、5% 以上の持分を保有する実際の支配者の変更に関する手続を調整した。具体的には、新规定第 6 条により、証券会社が主要株主又は会社の実際の支配者を変更する場合、法に基づいて中国证券监督管理委员会に報告し承認を受けなければ

ならないが、登録資本と5%以上の持分を保有する実際的支配者を変更する際に、証券会社の主要株主又は実質的支配者の変更(新規定6条2項)、および主要株主又は実質的支配者の持分が100%になること(新規定6条3項)に係らない場合は、審査承認が不要とされたが、会社所在地の中国証監会の出先機構に届出しなければならない。

- 対賭協議(VAM 契約)の禁止

新規定第20条2項では、「証券会社は、将来証券会社が一定の条件を満たさない場合に、証券会社又はその他一定の主体が株主から持分を買戻し、又は譲り受けるなどのギャンブル性質を有する合意をしてはならない」と定めている。

4 「個人情報保護法(草案第二次審議稿)」

中国語名: 个人信息保护法(草案二次审议稿)

全国人民代表大会常務委員会 2021年4月29日公布、意見募集期限 2021年5月28日

リンク: <http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80818178f9100801791b35d78b4eb4>

解説:

全国人民代表大会常務委員会は、2020年10月21日に「個人情報保護法(草案)」(以下、「一次案」という)を公布し意見を公募し、さらに2021年4月29日付「個人情報保護法(草案第二次審議稿)」(以下、「二次案」)を公布した。今回の意見募集期限が2021年5月28日までとなっている。二次案は一次案を一部修正したもので、その主な内容は以下のとおりである。

- 個人情報取扱の合法事由の追加

一次案の第13条では、個人情報処理者が個人情報を取扱うことができる6つの事由に加え、二次案では、「本法の規定に基づき合理的な範囲内で、公開されている個人情報を取り扱う場合」を追加したほか、合法事由に上げられる事項に該当する場合、「個人の同意を取得する必要がない」と明確化した。

- 14歳未満の未成年の個人情報処理規則の厳格化

一次案の第15条では、「個人情報処理者がその処理する個人情報が14歳未満の未成年の個人情報であることを知り又は知るべきである場合、その未成年の後見人の同意を取得しなければならない」と規定している。それに対し、二次案の第15条では、主観的な要件を削除し、「個人情報処理者が14歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合、未成年者の両親又は他の後見人の同意を取得しなければならない。」に修正し厳格化した。

- 個人による同意の撤回の明確化

一次案の第16条では、「個人による同意に基づく個人情報処理活動につき、個人はその同意を撤回することができる」を規定し、個人による同意を撤回する権利を定めていた。二次案では、個人情報処理者の「簡便な同意の撤回方法を提供する」義務を追加し、「個人による同意の撤回は、同意の撤回前に

その同意に基づく個人情報処理活動の効力に影響を及ぼさない」ということも明確にしている。

- 個人情報の越境提供条件の厳格化

一次案の第 38 条では、個人情報の越境を提供できる条件の一つとして、中国国外の受領者と契約を締結することが規定されていたが、二次案では、当該契約を国家ネットワーク情報部門が制定した標準契約に準拠して契約締結しなければならないという条件を付け加えられ、個人情報の越境提供条件をある程度厳格化した。

- 個人死亡後の権利行使主体の明確化

一次案では、個人死亡後の権利行使主体につき、明確に規定していなかった。それに対し、二次案では、個人が死亡した場合、当該個人の情報処理に関する各種の権利は、その親族が行使することができるとの内容が新たに追加され、権利行使主体を明確化した。

- 個人情報権利侵害責任の認定原則の変更

二次案の第 68 条では、個人情報取扱による個人権利の侵害は無過失責任と明確化し、一次案の内容と比べると、個人情報の取扱者となる各企業が「自身の無過失性を証明することができない場合、損害賠償等の権利侵害責任を負わなければならない」と定めていて、立証義務を付け加えられた。企業にとって、社内規程の整備や周知の徹底などほか、それらの記録を残すことが、個人情報取扱の合法性と無過失性を立証するための重要な課題である。



お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路8号
亮馬河大廈1座20階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路501号
上海白玉蘭廣場11階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路
國際商會中心2205室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山區徐東大街 191 号
金禾センター29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074



杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程國際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020



成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号
国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019





本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
馮 超	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: Charles_feng@east-concord.com
陳 宏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
薛 侖	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。